

香取おみがわ医療センター 患者給食業務プロポーザル実施要領

1. 目的

香取おみがわ医療センター患者給食業務プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）は、香取おみがわ医療センター（以下「当センター」という。）における給食業務を安全、かつ、円滑に遂行することを基本とし、患者サービスの向上並びに経済性の確保を図る上で、より優れた事業者を広く選定することを目的とする。

2. 対象施設

- | | |
|---------|-------------------|
| (1) 名称 | 香取おみがわ医療センター 3階厨房 |
| (2) 住所 | 千葉県香取市南原地新田438番地1 |
| (3) 病床数 | 100床 |

3. 業務内容

別紙「香取おみがわ医療センター 患者給食業務仕様書」に示す通り。

4. 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（36ヶ月）

5. 提案上限額

提案額の上限は5,500千円/月額（税抜）とする。

6. 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式による。事業者の選定は、事業者から提出された提案内容及びプレゼンテーション、質疑応答により、総合的に判断し優先交渉権者として選定する。

7. 参加資格

本プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。なお、優先交渉権者の選定までの間に要件を満たさなくなった場合は参加資格を失うものとする。

- (1) 地方独立行政法人香取おみがわ医療センター契約規程第4条第3項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 香取市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成18年香取市告示第113号）に基づく指名停止措置、又は香取市契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年香取市告示第149号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。

- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中、又は破産手続中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立中、又は更生手続中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中、又は再生手続中でないこと。
- (6) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく再生手続開始の申立中、又は再生手続中でないこと。
- (7) 役員等（役員として登記、又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、又は暴力団関係者（暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと関わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。

8. 提出書類

下表の様式1～7並びに業務提案書（以下「業務提案書等」という。）を提出すること。なお、業務提案書は任意様式であるが、「16. 評価基準」の評価項目に沿った構成とすること。

様式	書類内容	提出数量 ※「副」は「正」の写しとする
様式1	質問書	電子メール
様式2	参加表明書兼企画提案書	正：1部 副：7部
様式3	会社概要	正：1部 副：7部
様式4	同種業務履行実績書	正：1部 副：7部
様式5	業務管理責任者の経歴等	正：1部 副：7部
様式6	見積書	正：1部 副：7部
様式7	見積明細	正：1部 副：7部
任意様式	業務提案書	正：8部 CD-R（電子データ）：1枚

9. プロポーザルに関する質問

本要領及び仕様書等に関し、不明な点がある場合は質問書（様式1）により提出すること。ただし、業務提案書等の作成、提出に必要な事項及び事業実施に係る仕様に限る

質問とし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

- (1) 提出期限 令和7年9月16日(火)午後5時
- (2) 提出方法 質問書(様式1)に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールで提出すること。(必ず電話で受信確認を行うこと。)
- (3) 回答方法 提出された質問の回答は、令和7年9月19日(金)に質問者名を伏せて、当センターホームページにて公表する。
- (4) 提出先 「14. 連絡担当課」

10. 様式2～7及び業務提案書の提出方法

- (1) 「14. 連絡担当課」に示す場所に持参(平日9:00から17:00まで)、又は郵送により提出すること。
- (2) 持参、郵送いずれの場合においても「12. スケジュール」に示す提出期限を必着とする。
- (3) 郵送により提出する場合は、「14. 連絡担当課」に示す電話、又は電子メールにて提出書類の到達を確認すること。
- (4) 提出後の差替えは、原則として認めない。また、業務提案書等は返却しない。
- (5) 提案に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

11. 審査(プレゼンテーション及び質疑応答)

- (1) プレゼンテーションは、令和7年10月3日(金)に実施する。なお、日時、場所等の詳細は、業務提案書等を提出した事業者に対し、別途通知する。
- (2) 業務提案書等の提出者が1者の場合でもプレゼンテーションを行う。
- (3) プレゼンテーションは非公開とする。
- (4) プレゼンテーションは1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑応答15分の計35分程度とする。
- (5) プレゼンテーションの内容は提出のあった提案内容に基づくものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。
- (6) パワーポイント等を使用して説明する場合に必要な機材は、原則として事業者が準備すること。ただし、スクリーンの貸出が必要な場合は、業務提案書等の提出期限までに、「14. 連絡担当課」に示す電話、又は電子メールにて申し出ること。
※スクリーン(W1600mm程度、H1200mm程度)

1 2. スケジュール

実施事項	日程
公募開始	令和7年 9月 5日 (金)
質問書(様式1)の提出期限	令和7年 9月16日 (火)
質問に対する回答 ※当センターホームページに掲載する。	令和7年 9月19日 (金)
様式2～7及び業務提案書の提出期限	令和7年 9月26日 (金)
審査(プレゼンテーション及び質疑応答)	令和7年10月 3日 (金)
審査結果の通知予定	令和7年10月 9日 (木)

※スケジュールは都合により変更する場合がある。

1 3. 失格事項

- (1) 本プロポーザル期間中に「7. 参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至ったとき。
- (2) 法令等に抵触する内容を含んだ提案を行ったとき。
- (3) 期限までに業務提案書等の提出がないとき。
- (4) 提案書類において虚偽の内容を記載したとき。
- (5) 審査に遅刻、欠席したとき。
- (6) 提案に関して談合等の不正行為があったとき。
- (7) 正常な提案の執行を妨げる等の行為があったとき。
- (8) 審査の公平性を害する行為があったとき。
- (9) 上記に定めるものの他、提案にあたり著しく信義に反する行為等により、当センターが失格であると認めたとき。

1 4. 連絡担当課

〒289-0332 千葉県香取市南原地新田438番地1

香取おみがわ医療センター 事務部管理課 経理班

電話：0478-82-0307 (直通) F A X：0478-83-3032

電子メール：keiri@hospital.omigawa.chiba.jp

1 5. その他

- (1) 本プロポーザルは、当センターにおける給食業務に係る優先交渉権者を選定するものであり、仕様並びに契約等については、協議の後、契約に至るものである。従って、選定結果が必ずしも契約締結を確約するものではないこと並びに提案どおりの内容及び価格での契約を保証するものではないことに留意すること。
- (2) 本プロポーザルの辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出ることと

- し、辞退を申し出た後は、いかなる理由があっても再応募は認めない。
- (3) 本プロポーザルに係る一切の費用は、事業者の負担とする。
- (4) 審査の経過及び結果や理由等に対しての問い合わせには応じない。また、これらに対して一切の異議申し立てをできないこととする。

16. 評価基準

分類	評価項目	配点
業務実施体制等	会社概要（本社又は管理拠点の支援体制）	5
	同種業務履行実績	
	業務責任者の経歴等	
栄養管理・調理作業管理・材料管理	食数管理・食札業務	20
	調理・配膳・洗浄業務	
	材料調達の方法	
スタッフ管理	スタッフの定期的教育・研修	20
	スタッフ採用、定着対策	
	スタッフ配置、勤務シフト	
業務管理	衛生管理方法	15
	インシデント・アクシデントの予防策・対応策	
	緊急時対応（問題発生時の対応）	
	設備、備品の取扱い及び清掃	
協力体制	受託準備計画（従事者の事前教育を含む）	15
	受託後の業務量変化への対応	
その他	その他提案	5
見積金額	見積金額	20
合 計		100